

基本目標 2 福祉から進めるまちづくりの仕組みをつくる

まちづくりは、個人の力が集まり組織化されることで進展します。

本市では、これまで多くの市民組織や民間団体が地域福祉に貢献しています。

本計画では、市民組織や民間団体のなかでも、町会・自治会や民生委員・児童委員協議会などのように特定の地域で活動しているものを「地域団体」とし、また、ボランティアや子育てのグループ、障害者等のグループなど同じ目的や志を持って集まり、地域を超えて活動する組織を「広域団体」とし、その中でも、病気や障害など同じ悩みや困りごとを抱えた人が自分たちの課題を自分たちで支えあって解決するために活動する組織を「当事者団体」と位置づけています。

本市では、近年、地域において福祉活動を行う団体がNPO法人を設立するなど活発に活動が行われています。既存の地域団体の活動と異なり、こうした活動では、地域の人々に活動の趣旨を理解してもらうことから始める必要があります、そのことによって協力体制も整い、有効な活動につながっていくと考えられます。このような地域福祉に貢献するという志をもった団体の継続的な努力が実を結び、徐々に地域に浸透してきています。

また、小地域ネットワーク活動は、社会福祉協議会を中心に推進されており、すでに 14 地区の全市すべてで実践され、地域に根づいた活動となっています。さらに各地区では支部（町会）ごとに個別支援活動やグループ活動支援も実践されています。

社会福祉協議会では、各種のボランティア講座が開催されています。昭和 52 年(1977 年)よりボランティアセンターを設置し、ボランティア連絡調整の場である「サロン・ド・ボランティア」を開催するなどボランティア活動の活性化を図っています。

しかし、市民意識調査の結果によると、市民全般からみると社会福祉協議会の活動が市民に十分に認知されていない傾向であり、ボランティア活動等への参加意向もそれほど高くない状況です。このため、地域の潜在力

を市全体の福祉の推進力にまで広げられるよう、地域のニーズと支援の提供者をつなぐコーディネータとしての役割が社会福祉協議会には期待されます。

今後は、地域において課題を抱える人を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくために、これまでの小地域ネットワーク活動を通じて構築したネットワーク体制を基盤として、地域資源を有効に活用しながら重層的な地域福祉セーフティネットの構築も検討する必要があります。そのためには、社会福祉協議会をはじめとし、地域の活動団体や当事者団体等の多様な団体等が参画するプラットフォームを形成し、地域住民・団体活動のネットワーク化を進める必要があります。

+

(1) 地域で活動する団体等の支援と連携

市内には、町会・自治会や民生委員・児童委員協議会など地域団体をはじめ、NPO団体やボランティア活動団体などの民間団体があり、それぞれの活動目的に沿いながら、地域における福祉活動を展開しています。

本市で活動する民間団体等の活動は、例えば保育サポーターや児童虐待防止活動、若年者の就労支援、介護保険対象外の高齢者への支援活動、配食サービス、ものづくり活動、路上駐車防止活動、外国人市民へのボランティア活動、地域環境の保護を通じた子どもの豊かな心づくりなど、その内容は多岐にわたっています。それぞれの団体が理念を掲げ、志をもって活動に取り組んでいます。

しかし、会員の高齢化や資金難などの問題を抱える団体もみられます。地域福祉の推進においては、これらの団体等の活動は支援の担い手として重要な位置を占めています。今後とも各団体それぞれの特徴を活かし、互いに役割を分担・補完しながら連携して継続的に取り組んでいくことが必要です。そしてまた、活動基盤を強固にする支援が必要です。

【重点的な取組みの方向】

- 地域団体・民間団体等の活動支援
- 民間団体等相互の連携の支援
- 民間団体等との協働の推進



《それぞれが展開していくこと》

市	■ 民間団体間の情報交換の場の設置 ■ 民間団体等と市民・地域団体の連携の促進 ■ さまざまな広報媒体による民間団体等の活動の広報 ■ 民間団体等との協働による事業展開の推進
地域 地域住民 社会福祉協議会 事業者 地域活動団体等	■ 福祉活動の担い手として積極的に参加 ■ 民間団体等と地域団体の連携 ■ 民間団体間のネットワークによる分野を超えた協力

（２）社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、時代の変化と地域住民のニーズに対して、福祉のまちづくりをめざした地域福祉活動や在宅福祉サービスの展開を行っています。

小地域ネットワーク活動においては、関係者による定期的な連絡会や研修会を実施するなど活動の推進と強化に取り組んでいます。また、ボランティアセンター事業としては、ふれあい福祉農園、チャリティバザー、チャリティクリスマス、善意銀行など、相談事業としては、心配ごと相談所の開設、在宅福祉活動として、ひとり暮らし高齢者の給食サービス、介護者家族の会などを行っています。他には基幹型在宅介護支援センター事業、地域福祉権利擁護事業なども実施しています。

今後とも、地域福祉のニーズが多様化・複雑化してきている中で、住民参加による地域の支えあいを実現していくために、社会福祉協議会が中心となって、民間施設・福祉保健関連団体・住民等が協力しあっていく方策をまとめ、その活動指針である地域福祉活動計画を策定し、体系的・計画的に活動を推進するための支援を行います。

【重点的な取組みの方向】

- 社会福祉協議会組織強化の支援
- 地域福祉活動計画策定の支援



《それぞれが展開していくこと》

市	■ 地域福祉活動計画の策定支援 ■ 社会福祉協議会の活動基盤への支援
地域 社会福祉協議会 地域住民 事業者 地域活動団体等	■ 地域福祉活動計画の策定 ■ 地域福祉活動計画への積極的参加 ■ ホームページの作成など社会福祉協議会活動の市民へのPR

(3) ボランティア活動の活性化

社会福祉協議会では、これからボランティア活動をはじめる人のきっかけづくりと基本的な知識・技術の習得の機会としてのボランティア入門講座やテーマ別ミニ講座、また子ども向けのボランティア講座等を実施しています。昭和 52 年(1977 年)に設置されたボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する啓発、個人やグループの育成、ボランティアを受け入れる施設等との連絡・調整、ボランティアに関する調査、ボランティア資材の整備と貸与などを行ってきました。昭和 56 年(1981 年)より毎月 1 回「サロン・ド・ボランティア」を開設してボランティアの集いの場、また活動のコーディネート場として機能しています。

この他に、市内では、各地域で実施されている子どもの安全パトロールや生涯学習関連のボランティア活動などが行われています。

今後さらにボランティア活動を推進するためには、市民のニーズに対応したボランティアの育成とともに、自主的な活動が地域に根づくよう環境を整備する必要があります。若い世代から高齢世代までの幅広い活動が望まれます。中でも平成 19 年(2007 年)以降、団塊世代の定年退職時期を迎え、定年後のセカンドライフの受け皿づくりが課題となっています。ボランティア活動はこれまで女性や高齢者が活動の中心であることが多い傾向にありますが、これからは男性や団塊の世代も参加しやすい仕組みや活動内容の検討が必要です。

【重点的な取組みの方向】

- ボランティアリーダーの育成
- ボランティア情報の提供
- ボランティアセンターの充実



《それぞれが展開していくこと》

市	■ ボランティア講座開設の支援 ■ ボランティアリーダーの育成の支援 ■ 参加しやすい活動の仕組みづくりの支援 ■ ボランティアに関する情報提供の強化 ■ 大学や企業と連携したボランティア人材の確保の働きかけ ■ 生涯学習としてのボランティア学習の機会の充実
地域 社会福祉協議会 地域住民 事業者 地域活動団体等	■ ボランティア掲示板など誰もが気軽に参加しやすい活動の仕組みづくり ■ ボランティア活動を受け入れる側と行う側のニーズをつなぐコーディネート機能の充実 ■ 地域で中高生等のボランティアを受け入れる下地づくり ■ ボランティア活動への積極的参加

（４）資金の確保

地域福祉活動が継続し、地域に根付いていくためには、資金の問題を避けることはできません。ボランティア活動でも必ず事務費や拠点の維持費などの必要経費がかかるため、資金面の課題を考える必要があります。

関係団体に対しての行政からの一律補助を見直し、地域の提案する事業を尊重し、必要とするところに重点的に配分する方向で財政的支援を考えることが必要です。

ところで、これまで措置制度を基礎としてきた社会福祉の分野では、福祉サービスに対するコストについての意識、また提供された福祉サービスの効果の測定について十分認識されていたとはいえません。

そこで、資金を生み出すことと合わせて大切なのは、本当に資金の有効な使い方ができているか評価することです。これまでは、資金を出したり受け取ったりすることが主な関心事で、資金を使って活動した結果の評価はあまり重要視されていませんでした。これからは、「どれだけ地域が活性化したか」「その活動が市民に支持されているか」を、市民自身がチェックし次の活動に生かすことが重要になるでしょう。

民間団体等による地域福祉活動の資金源として考えられるのは、自己資金を持ち寄ること、寄付を得ること、収益事業を行うことなどです。その他にも、行政からの補助金などもありますが、市民と行政が互いに負担し合うようなことも考えられます

【重点的な取組みの方向】

- 補助金の仕組みの見直し
- 助成金等の情報提供と活用相談
- 寄付の仕組みのPR
- 既存事業の評価と、市民と行政との協働事業の推進



《それぞれが展開していくこと》

市	■ 補助金の仕組みの見直し ■ 「泉佐野市福祉基金」や社会福祉協議会の「善意銀行」など、寄付の受け皿や税制上の優遇措置のPRの強化 ■ 寄付金の使途を明らかにし、寄付を集める仕組みづくりの支援 ■ 既存の事業評価の見直し ■ コミュニティビジネスの支援
地域 地域住民 社会福祉協議会 事業者 地域活動団体等	■ 民間機関を含む各種助成制度の情報の収集・提供と活用相談の実施 ■ 市民と行政の協働事業の推進

(5)「地域福祉セーフティネット（仮称）」の展開

何か困りごとや悩みがあっても、地域の中で相談や見守りなどの支えあいがあると、安心して地域で暮し続けることができます。公的なサービスを利用するだけでは、地域の24時間の生活すべてを支えることは困難であり、支援を必要とする人の生活を支えていくには、市民や地域の組織、専門機関などによるケアのネットワークづくりという視点が大切です。

行政だけでは、困りごとを抱えたり虐待を受けたりしている人をすべて把握することは困難です。しかも、相談窓口に来られない人ほど深刻な問題を抱えている可能性が高いという現状があります。

地域では、民生委員・児童委員や主任児童委員、地区福祉委員会の活動等により、困りごとを抱えて生活している人の相談相手になったり、見守りを行っています。また、サービスの利用に結びつけたり、支援センターなどの専門機関につなぐという役割を担っています。

NPO法人などの活動を通じて、相談相手や見守りが行われたり、サービスの利用や専門機関につながる場合があります。

障害者団体や介護者の会などの当事者団体においても、相談や情報の交換、さらには専門機関につないだり、サービスの利用に結びつける活動を行っています。

民生委員・児童委員や主任児童委員、地区福祉委員会のほか、NPO法人などの市民活動でも、困りごとを抱えた人を見守ったり相談窓口につなぐという役割を担っていますが、さらにその活動の充実が求められます。また、困りごとをひとりで抱えている人を当事者団体へつなげることや、地域での支えあいと専門機関がネットワークを組むことで、支援を必要とする人を支えることが必要です。そして、当事者団体に任せきりでなく、必要に応じて行政やその他の専門機関、医療機関、施設などに結びつけることが必要です。

生活の中での課題や困りごと、悩みごとなどは複合して起こります。したがって、身近な地域の市民活動だけでは、さまざまな分野にまた

がる課題を解決することは困難な場合があります。そのため、専門機関相互が横断的に連携してそれらの市民活動を支えることが必要です。

また、行政は、専門機関が相互に連携し、地域の市民活動を支えることができるよう支援する必要があります。

【重点的な取組みの方向】

- 地域福祉セーフティネットづくり
- 当事者グループへの支援
- 支援センターの有効活用



《それぞれが展開していくこと》

市	■ セーフティネットワークづくり ■ 専門機関の連携 ■ 行政の窓口の一層の連携
地域 地域住民 社会福祉協議会 事業者 地域活動団体等	■ 複雑化する課題に対し、福祉の分野及び他分野との協力、連帯

市内には、次の 4 種の「支援センター」があり、それぞれのニーズに応じた総合生活相談等を実施しています。

- ① 在宅介護支援センター・基幹型在宅介護支援センター
 - ② 障害者生活支援センター
 - ③ 精神障害者地域生活支援センター
 - ④ 子育て支援センター
- ※ 平成 18 年度(2006 年度)より地域包括支援センター開設予定

地域福祉セーフティネット：イメージ

(参考：大阪府地域福祉支援計画)

